

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成30年度岩国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度岩国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第14号 平成30年度岩国市病院事業会計決算の認定について

以上4件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第103号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第104号 令和元年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第105号 令和元年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第106号 令和元年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第120号 岩国市保育園条例及び岩国市幼稚園条例の一部を改正する条例

議案第121号 岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、民生費の児童福祉費の児童発達支援事業所費に関し、委員中から、「太陽の家は、未就学児の療育を行う施設として長い歴史を持つが、今後は、どのような方針で運営していくのか」との質疑があり、当局から、「現在、定員10人に対して利用希望登録者が約30人という状況であるが、他の児童発達支援事業所や市内の幼稚園・保育園を並行利用してもらいながら、極力受け入れを行っているところである。また、サーキットトレーニングと呼ばれる感覚統合訓練ができる施設としての評価も高いことから、これまで築き上げてきたスキルを生かし、児童の状態に合わせた支援を継続してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「療育機関としては岩国市療育センターもあるが、発達障害児の増加に伴って、療育訓練の需要や相談が増している中で、利用希望者の受け入れは厳しい状況にあると聞いている。市としては、この現状をどのように認識しているのか」との質疑があり、当局から、「岩国市療育センターからは、早期療育を重視して未就学児に対する療育支援に集中的に取り組んだ結果、就学後の児童・生徒に関する療育支援が手薄になっていることや、臨床心理士の不足により、必要性から優先順位をつけて対応せざるを得ないといった実情を聞いている。これらの改善策について、療育センター運営会議や医師会病院と協議を行っているところである」との答弁がありました。

また、これに関連して、委員中から、「本市においては、岩国市療育センターと同様に

言語療育を行う「ことば・きこえ教室」を実施している。この教室においても、利用希望者の増加に伴って、その対応に苦慮しているとのことであるが、市としてどのような対策を講じているのか」との質疑があり、当局から、「平成27年度に玖珂分室を開設し、平成29年度には由宇分室を開設するとともに支援員を4人に増員して、地域性の課題に関する対応を行っている。また、岩国市療育センター等と、それぞれの役割分担を明確にした上で、連携調整を図りながら、利用希望者のニーズに沿った支援に努めているところである」との答弁がありました。

次に、教育費の教育諸費の教育センター費に関し、委員中から、いじめ問題等対策推進体制整備事業の実態について質疑があり、当局から、「大学の教職員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員等により組織する「いじめ問題調査委員会」を1回開催したほか、スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣して、いじめ問題への対応を行ったものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「いじめが原因で不登校になっている児童・生徒をいかに認識し、今後どのように対応していくのか」との質疑があり、当局から、「いじめなどの人間関係のトラブルが最初の段階であったとしても、それが解決された場合には、いじめを原因とする不登校としない部分があるが、児童・生徒の困り感については共有しているところである。また、そのような児童・生徒については、どのように社会との接点を設けるかが重要であることから、本市においては、県と連携して社会総がかりで子供たちを見ていこうという取り組みを進めており、また、今年度からは、家庭教育支援員を各小学校区に配置して家庭訪問を行うこととしたところである。今後も困り感のある児童・生徒やその保護者に寄り添いながら適切に対応してまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査におきまして、委員中から、本市における任意事業の実施状況について質疑があり、当局から、「平成30年度においては、成年後見制度の利用助成事業、認知症サポーターの養成事業、長寿いきいき見守り支援事業等を実施したものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「認知症サポーター養成事業において、これまでどのぐらいの認知症サポーターを養成したのか」との質疑があり、当局から、「平成18年度の事業開始からの養成者数は、延べ1万1,014人となっている」との質疑がありました。

これを受けて、委員中から、「実に多くの認知症サポーターが養成されているようであるが、養成後の活用が十分でないとの声も聞く。現在、認知症カフェの取り組みや、GPSによる認知症高齢者等位置情報提供事業も実施されており、地域で高齢者を見守ろうとする動きが活発化してきているところである。それらの事業において、サポーター個々ではなく、サポーター同士が連携しながら活動することを推進することにより、認知症対策をより充実したものとしていただきたい」との意見がありました。

本件については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。